

弘前市ごみ減量化・資源化の取組に関する協定書

公益社団法人 青森県宅地建物取引業協会（以下「甲」という。）と弘前市（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、弘前市のごみの減量化・資源化に資するため、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、循環型社会の形成と地球にやさしい「あずましい ふるさと」を目指し、甲と乙が相互に連携協力して、ごみ減量化・資源化の推進及びごみの適正処理等に取り組むことを目的とする。

（甲の取組）

第2条 甲は乙と協力して、甲の会員に対し、管理する集合住宅等から出るごみの適正排出が図られるよう促すとともに、それぞれの事務所から出るごみの減量化・資源化について、次の項目の取組を呼びかけ、支援することによって、会員及び集合住宅等居住者の意識向上を図る。

- (1) 集合住宅等居住者がごみを適正に排出することができるよう、乙が発信するごみの分け方・出し方及びごみの減量化・資源化に関する情報を管理する集合住宅等居住者に周知するよう努める。
- (2) ごみ集積ボックスを設置するなど、管理する集合住宅等から出るごみが適正に排出される環境づくりに努める。
- (3) オフィス町内会を活用し、事業所から出る古紙類の再資源化に積極的に取り組む。
- (4) 乙が行う事業所の戸別訪問に協力する。

（乙の取組）

第3条 乙は甲と協力して、ごみの減量化・資源化に係る意識啓発活動を実施する。

2 乙は、市全体がごみ減量化・資源化に積極的に取り組める環境を整備するため、次の項目の取組を実施する。

- (1) 広報誌やホームページなどを用いて、わかりやすい情報を発信する。
- (2) 出前講座などを通し、わかりやすく周知啓発を行う。
- (3) 「事業系ごみガイドブック」を用いて、ごみの分別や排出方法に関する周知を行う。
- (4) 事業所の戸別訪問により、ごみ排出方法の助言を行う。

3 乙は、本協定の取り組みについて、市民の理解と協力が得られるよう広く周知する。

（意見交換）

第4条 甲及び乙は、ごみ減量化・資源化の取り組みを推進するため、積極的に意見交換を行い、相互に協力できる項目の確認やそれぞれの取り組みの進捗状況について、情報共有を図るものとする。

（協定の効力及び更新）

第5条 この協定は、協定締結日から1年間をもって終了するものとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲または乙のいずれからも申し出がないときは、更に1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（協議）

第6条 本協定に定める事項を変更しようとするとき、この協定に定めのない事項で必要が生じたとき又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定することとする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和元年 8月21日

甲 青森市長島三丁目11番12号
公益社団法人 青森県宅地建物取引業協会

会長 橋場 寛



乙 弘前市大字上白銀町1番地1
弘前市

市長 櫻田 宏

